

# 湯沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成 26 年 9 月 策定

令和 8 年 2 月 改訂

秋 田 県 湯 沢 市

# 目次

はじめに	1
第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	
第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方	2
第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点	6
第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組	
第1章 実施体制	8
第1節 準備期	8
第2節 初動期	9
第3節 対応期	10
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション実施体制	
第1節 準備期	13
第2節 初動期	13
第3節 対応期	14
第3章 まん延防止	
第1節 準備期	15
第2節 初動期	15
第4章 ワクチン	
第1節 準備期	16
第2節 初動期	21
第3節 対応期	25
第5章 保健	
第1節 対応期	29
第6章 物資	
第1節 準備期	30
第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保	
第1節 準備期	31
第2節 初動期	32
第3節 対応期	32

## はじめに

本市では、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に基づき、世界的な大流行（パンデミック）で大きな健康被害とこれに伴う社会的影響に対応するため、平成26年9月に湯沢市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

令和2年3月に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が発生し、コロナウイルスが変異する度に感染拡大を繰り返し、令和4年12月の第8波流行時には、県内病院の入院者数が500人を超え、1週間の外来患者も1万8千人に迫るなど、秋田県は県内に「医療ひっ迫宣言」を発令するに至った。

また、感染拡大を可能な限り抑制するために行う不要不急の外出自粛、施設の使用制限の対応など状況に合わせた行動を広く求め、速やかな情報の収集・分析や発信、平時における備えを充実させることの重要性を認識した。

こうした新型コロナの経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画が約10年ぶりに抜本改正され、それを受けて、秋田県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）が令和7年3月に改正された。改正内容は、新型インフルエンザや新型コロナだけでなく、その他の幅広い呼吸器感染症も念頭に置き、新型インフルエンザ等の特性も踏まえ様々な状況で対応できるよう、対策の項目を13項目に増やし、それぞれ準備期、初動期、対応期に分け、特に準備期の記載を充実させている。

これらのことから、本市では、県行動計画との整合性を図りながら、感染拡大時の迅速な対応を可能とする体制の構築や、市民の安全・安心を確保するための取組強化、また、新たな感染症に対する備えの一層の充実により効果的な感染症対策を講じることを目的に「市行動計画」を改訂する。

## 第1部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

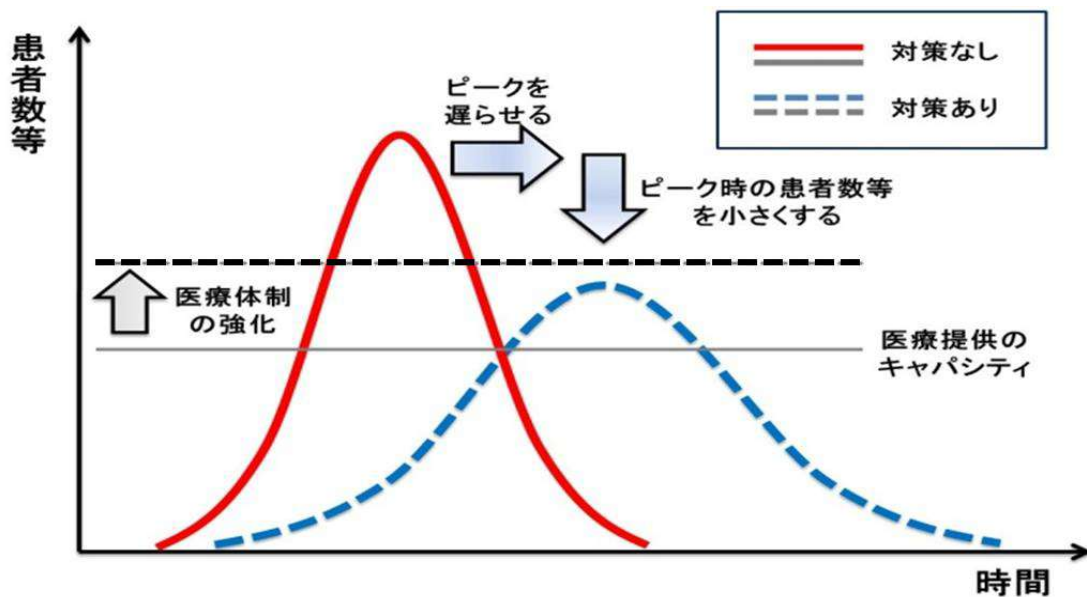
### 第1章 新型インフルエンザ等対策の目的及び実施に関する基本的な考え方

#### 第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ患者等の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制のキャパシティを超えることを念頭に置きつつ、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造等のための時間を確保する。
  - ・ 患者数等をなるべく少なくして治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

図1 対策の効果・概念図



- (2) 市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、市民生活及び市民経済の安定を確保する。
  - ・ 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供体制又は市民生活及び市民経済の安定維持に努める。

## 第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

### (1) 段階に応じた対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでを3期に分けて対策を行う。

準備期：発生前の段階。訓練等、事前の準備を行う。

↓

初動期：国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階。国の政府対策本部設置の公表に基づき、直ちに初動対応の体制に切り替える。

↓

対応期：新型インフルエンザ等政府対策本部が設置され、基本的対処方針が策定されて以降の段階。対応期は、更に次の4つの時期に分けて考えることができる。

<4つの時期>

1. 封じ込めを念頭に対応する時期
2. 病原体の性状等に応じて対応する時期
3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
4. 新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）によらない基本的な感染症対策に移行する時期

### (2) 社会全体で取組む対策の重要性

感染対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の医療対応以外の対策と医療対応を組み合わせる。医療対応以外の対策は継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討する。

### (3) 市民一人ひとりによる感染拡大防止策

事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。日ごろからの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンがない可能性が高い新感染症が発症した場合、公衆衛生対策が重要である。

## 第3節 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

市は、特措法その他の法令、本行動計画等に基づき、対策を実施する場合、次の点に留意する。

### (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

柔軟かつ機動的な対策の切替えを円滑に行う。

(2) 基本的人権の尊重

要請や行動制限は最小限とし、市民に対して十分説明し理解を得る。

(3) 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、県対策本部と相互に緊密な連携を図る。

(4) 感染症危機下の災害対応

感染症危機下の災害対応を想定し、平時から避難所の感染制御体制を整える。

(5) 記録の作成や保存

新型インフルエンザ等が発生した段階で、対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

#### 第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国

- ・ 地方公共団体及び指定（地方）公共機関<sup>1</sup>等への支援
- ・ WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携
- ・ ワクチン、医薬品の調査や研究
- ・ 感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

(2) 県

- ・ 業務継続計画（BCP）の策定勧奨
- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ 医療機関と病床確保等の医療措置協定<sup>2</sup>締結
- ・ 検査機関、医療機関と検査等措置協定<sup>3</sup>締結
- ・ 宿泊施設等の措置協定締結
- ・ 保健所の対応、検査体制、宿泊療養等の準備

(3) 市町村

- ・ 情報提供・共有体制の整備
- ・ 発生時の行政手続等のDXの推進
- ・ ワクチンの接種
- ・ 住民の生活支援（要配慮者への支援）

---

<sup>1</sup> 指定（地方）公共機関：特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

<sup>2</sup> 医療措置協定：感染症法第36条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。

<sup>3</sup> 検査等措置協定：感染症法第36条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。

#### (4) 医療機関

- ・ 県との医療措置協定締結
- ・ 院内感染対策の研修
- ・ 周辺医療機関や社会福祉施設、保健所等との訓練
- ・ 感染症対策物資等の確保

#### (5) 指定（地方）公共機関（電力会社、NTT、NHK、日本郵便など）

- ・ 特措法に基づく対策の実施

#### (6) 登録事業者<sup>4</sup>（医療従事者、介護職員、電力、ガス、水道など）

- ・ 特措法第 28 条に規定する事業者で厚生労働大臣の登録を受けている事業者による事業継続等の準備

#### (7) 一般の事業者

- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄

#### (8) 市民

- ・ 健康管理
- ・ 基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）
- ・ マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄
- ・ 感染症に関する情報への理解と人権尊重

### 第 5 節 計画の期間

政府行動計画及び県行動計画の改訂を踏まえて、概ね 6 年ごとに本計画の改訂を行います。

---

<sup>4</sup> 登録事業者：特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

## 第2章 新型インフルエンザ等対策の対策項目と横断的視点

### 第1節 対策項目ごとの基本理念と目標

(1) 国、県は、以下の政府行動計画の主な対策項目である13項目を実施。

(2) 本市は、県の指導のもと7項目(①、④、⑥、⑦、⑪、⑫、⑬)のうち、次頁に記載する内容を実施。

<p><b>①実施体制</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：実践的訓練、国・県・市町村等との連携強化</li> <li>・初動期：対策本部の設置</li> <li>・対応期：情報の継続的な共有、総合調整</li> </ul>	<p><b>②情報収集・分析</b> <b>③サーベイランス</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：平時に行う情報収集・分析、DXの推進</li> <li>・初動期：有事のサーベイランスの開始</li> <li>・対応期：収集した情報を踏まえた対策の実施</li> </ul>	<p><b>④情報提供・共有、リスクコミュニケーション</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：週報公表、コールセンター設置準備</li> <li>・初動期：迅速かつ一体的な情報提供・共有、</li> <li>・対応期：偏見・差別等への対応</li> </ul>
<p><b>⑤水際対策</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：検疫所への協力、訓練による連携強化</li> <li>・初動期：検疫所等との情報共有</li> <li>・対応期：</li> </ul>	<p><b>⑥まん延防止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：基本的な感染対策の普及</li> <li>・初動期：患者・濃厚接触者への対応の確認</li> <li>・対応期：発生状況・重症化率等に基づいた対策、緊急事態宣言等の検討</li> </ul>	<p><b>⑦ワクチン</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：予防接種への理解を深める情報提供</li> <li>・初動期：接種体制の構築</li> <li>・対応期：接種開始、健康被害救済</li> </ul>
<p><b>⑧医療</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：医療機関との医療措置協定締結、研修・訓練、施設・設備整備</li> <li>・初動期：医療提供体制確保、相談センター整備</li> <li>・対応期：医療措置協定に基づく入院・外来等の確保、柔軟かつ機動的な対応</li> </ul>	<p><b>⑨治療薬・治療法</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：研究開発への協力</li> <li>・初動期：医療機関等への情報提供</li> <li>・対応期：治療薬の流通管理</li> </ul>	<p><b>⑩検査</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：検査体制の維持</li> <li>・初動期：検査方法の確立、検査体制の早期整備</li> <li>・対応期：検査体制の拡充</li> </ul>
<p><b>⑪保健</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：研修・訓練の実施、多様な主体との連携体制の構築</li> <li>・初動期：有事体制への移行準備</li> <li>・対応期：相談対応、調査、入院調整、健康観察等の実施</li> </ul>	<p><b>⑫物資</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：感染症対策物資の備蓄</li> <li>・初動期：備蓄状況の確認、供給準備</li> <li>・対応期：需給状況の確認、売渡し要請</li> </ul>	<p><b>⑬国民生活・国民経済</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期：業務継続計画の策定、衛生用品の備蓄等の勧奨</li> <li>・初動期：事業継続に向けた準備等の要請</li> <li>・対応期：国民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応</li> </ul>

〈各発生段階の実施体制・対応〉

発生段階	県体制	市体制	市の主な対策項目						
			実施体制	情報提供・共有	まん延防止	ワクチン	保健	物資	住民生活
準備期	関係部局 庁内連絡会議	庁内連絡会議	●実践的訓練、国・県等との連携	●住民等との情報共有 ●コールセンター設置の準備	●基本的な感染対策の普及	●ワクチンの接種に必要な資材確認 ●ワクチン供給体制 ●接種体制構築 ●情報提供・共有 ●DX推進		●感染症対策物資の備蓄	●情報共有体制の整備 ●支援実施の仕組整備 ●物資及び資材の備蓄 ●生活要支援者の支援準備 ●火葬体制の構築
初動期	県対策本部 庁内連絡会議 現地対策本部	庁内連絡会議 市対策本部 市対策連絡部	●対策本部の設置	●情報提供・共有 ●患者等への生活支援対応 ●コールセンター設置	●業務継続計画の対応準備	●接種体制の確保、構築			●遺体の火葬・安置
対応期	県対策本部 現地対策本部	市対策本部 市対策連絡部	●職員の派遣・応援への対応 ●必要な財政措置			●接種開始、健康被害救済 ●ワクチンや資材の供給	●県実施の健康観察等への協力		●住民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

※**準備期**…発生前の段階、訓練、事前準備 **初動期**…国内発生を含め世界で新型インフル等に位置付けの可能性が発生した段階。  
 国の対策本部設置公表により初動に切り替える。 **対応期**…政府対策本部が設置され基本的対処方針が策定されて以降の段階。

## 第2部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### (1) 目的

新型インフルエンザ等が市内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

##### (2) 所要の対応

###### 1-1. 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

###### 1-2. 市及び県の行動計画等の作成や体制整備・強化

- ①市は、市行動計画を作成・変更する。その際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者の意見を聴く。
- ②市は、感染症予防としてのワクチン接種で使用するために必要な場所について、関係機関と協議のうえ確保する。
- ③市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。
- ④市は、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、行政職員等の養成等を行う。

###### 1-3. 国及び地方公共団体等の連携の強化

- ①国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制確認及び訓練を実施する。
- ②国、県、市町村及び指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ

等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。

## 第2節 初動期

### (1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生し又はその疑いがある場合には、事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて、湯沢市新型インフルエンザ等対策庁内連絡会議を開催し、関係部局間等の連携を確保しながら全庁一体となって実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### (2) 所要の対応

#### 2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 府県対策本部や県対策本部が設置された場合において、市は、必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 市は、必要に応じて、第1節（準備期）1-2 を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

#### 2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

市は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援を有効活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について地方債を発行することを検討し、所要の準備を行う。

## 第3節 対応期

### (1) 目的

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

### (2) 所要の対応

#### 3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1. 職員の派遣・応援への対応

①市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。

②市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策<sup>5</sup>を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める。

##### 3-1-2. 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

#### 3-2. 緊急事態措置の検討等について

##### 3-2-1. 緊急事態宣言の手続

市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。市は、当該市の区域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う。

#### 3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

##### 3-3-1. 市対策本部の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部を廃止する。

---

<sup>5</sup> 新型インフルエンザ等対策のうち、地方公共団体がこの法律及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして政令で定めるもの。

## 湯沢市新型インフルエンザ等対策本部

- 新型インフルエンザ等の発生が確認され、政府対策本部や県対策本部が設置された場合、市は必要に応じて設置する。
- 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がなされた場合、直ちに設置する。

本部長：市長  
副本部長：市長が任命するもの

本部長員：副市長・教育長・消防長・各部長・各総合支所長  
議会事務局長・会計管理者・総務課長・総合防災室長

事務局：総務課  
健康対策課

連携

### 市対策連絡部

市対策本部の設置要請に基づき設置

総務部長  
福祉保健部長

各関係課長

事務局：総務課  
健康対策課

オブザーバー  
(専門家の意見聴取)  
湯沢市雄勝郡医師会

県対策本部の設置要請に基づき設置

県（雄勝地域振興局）  
現地対策本部

## 近隣市町村対策本部

## 〈市部局の主な対応〉

部局名	主な役割
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の行政機能の維持に関する事</li> <li>・市民の生活支援に関する事</li> <li>・職員の感染・まん延防止に関する事</li> <li>・県の各部局からの情報収集に関する事</li> <li>・所管する会議・イベント等の調整に関する事</li> <li>・所管する施設の臨時休館等の調整に関する事</li> </ul>
総務部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市対策本部及び庁内連絡会議に関する事</li> <li>・県対策本部との連絡調整に関する事</li> <li>・市長、副市長の日程調整に関する事</li> <li>・全庁的な危機管理に関する事</li> <li>・職員の人事・服務に関する事</li> <li>・職員の健康管理に関する事</li> <li>・情報収集の総括</li> <li>・国・県への緊急要望に関する事</li> <li>・外国人への支援に関する事</li> <li>・緊急対策予算措置に関する事</li> <li>・市有施設の活用に関する事</li> <li>・公用車の利用に関する事</li> <li>・必要物品の調達に関する事</li> </ul>
ふるさと未来創造部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、記者会見に関する事</li> <li>・各地域における対策の実施に関する事</li> </ul>
市民生活部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・廃棄物の処理に関する事</li> <li>・火葬に関する事</li> <li>・市税等の徴収猶予及び減免に関する事</li> </ul>
福祉保健部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ等に係る情報収集・分析に関する事</li> <li>・新型インフルエンザ等に係るまん延防止及び医療確保対策に関する事</li> <li>・医療機関との連絡調整に関する事</li> <li>・ワクチンの接種及び確保に関する事</li> <li>・市内教育・保育施設に関する事。</li> <li>・幼児の安全確保に関する事。</li> <li>・社会福祉施設に関する事</li> <li>・在宅要援護者の支援に関する事</li> </ul>
産業振興部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食料の調達、斡旋に関する事</li> <li>・農林畜産物の安定供給に関する事</li> <li>・企業活動の支援、自粛に関する事</li> <li>・中小企業に対する金融措置に関する事</li> <li>・宿泊施設等に関する事</li> </ul>
建設部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路交通の維持・制限に関する事</li> <li>・上水道の安定供給に関する事</li> <li>・下水道の処理体制の確保に関する事</li> </ul>
教育部	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市立小中学校に関する事</li> <li>・児童及び生徒の安全確保に関する事</li> </ul>

## 第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション実施体制

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1. 市における情報提供・共有について

地域における住民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、市の果たす役割は大きいことから、市は、国や県からの情報を受け、市ホームページや市広報紙、防災行政無線、コミュニティFM等を活用し、速やかに情報提供する。

準備期から住民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、市による情報提供・共有について、有用な情報源として住民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、市健康対策課で準備を始め、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備などを行う。

##### 1-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどが想定される。こうしたことを踏まえ、市長は、新型インフルエンザ等の患者等に関する情報など県知事が必要と認める情報の提供を受けることがあるが、有事における円滑な連携のため、当該情報連携について県と市の行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ両者で合意しておく。

##### 1-1-3. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する準備を進める。

### 第2節 初動期

#### 2-1. 情報提供・共有について

##### 2-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有を行う。

準備期に、市健康対策課において、相談や情報提供の実施体制について本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

## 2-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援をするなどの対応を行う。

## 2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

## 第3節 対応期

### 3-1. 情報提供・共有について

#### 3-1-1. 市における情報提供・共有について

市は、国の取組に関する留意事項を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた情報提供・共有を行う。

準備期に、市健康対策課において、相談や情報提供の実施体制について本格的に体制を強化し、住民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

#### 3-1-2. 県と市の間における感染状況等の情報提供・共有について

市は、住民にとって最も身近な行政主体として、住民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や住民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援をするなどの対応を行う。

### 3-2 双方向のコミュニケーションの実施

市は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

## 第3章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### 1-1. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

市は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。

また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター<sup>6</sup>に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。

### 第2節 初動期

#### 2-1. まん延防止対策の準備

① 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。

---

<sup>6</sup> 新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。

## 第4章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### 1-1. ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1、2を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに対応できるようにする。

表1 【設営会場において必要な物品】

<input type="checkbox"/> 丸椅子 <input type="checkbox"/> 安定脚 <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> ベルトパーテーション <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> フロアスタンド <input type="checkbox"/> バーコードリーダー <input type="checkbox"/> パトフラッシュ <input type="checkbox"/> サーマルカメラ <input type="checkbox"/> 喉頭鏡ハンドル <input type="checkbox"/> 喉頭鏡ブレード <input type="checkbox"/> マギール鉗子 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 非接触型体温計 <input type="checkbox"/> アンビューバック	<input type="checkbox"/> 掛時計 <input type="checkbox"/> 置時計 <input type="checkbox"/> 回診ワゴン <input type="checkbox"/> クイックパーテーション <input type="checkbox"/> 石油ストーブ <input type="checkbox"/> 大型扇風機 <input type="checkbox"/> 救急蘇生セット <input type="checkbox"/> 診察台 <input type="checkbox"/> 点滴台 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> 保冷库 <input type="checkbox"/> 温度ロガー <input type="checkbox"/> パルスオキシメーターフィ ンガーチップ <input type="checkbox"/> 血圧計
借用が必要となる用品	
<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> スマートフォン（レンタル）

表2 消耗品等一覧（予防接種時必要となる可能性がある用品）

<input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 挿管チューブ <input type="checkbox"/> チューブ固定具 <input type="checkbox"/> 潤滑剤 <input type="checkbox"/> 注射器・針 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタ	<input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> トレイ
---	--

ミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液  【医師・看護師用】 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子	<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 体温計  <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
--	---

## 1-2. ワクチンの供給体制

市は、実際にワクチンを供給するに当たっては、管内のワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、管内の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。

## 1-3. 接種体制の構築

### 1-3-1. 接種体制

市は、湯沢市雄勝郡医師会（以下「郡市医師会」という。）等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

### 1-3-2. 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる市の地方公務員については、当該地方公務員の所属する市を実施主体として、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に登録事業者のうち住民生活・社会経済安定分野の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

このため、市は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

- ② 特定接種の対象となり得る地方公務員については、所属する地方公共団体が対象者を把握し、厚生労働省宛てに人数を報告する。

### 1-3-3. 住民接種

平時から以下（ア）から（ウ）までのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。

(ア) 市は、国等の協力を得ながら、当該市の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

a 市は、住民接種については、厚生労働省及び県の協力を得ながら、希望する国民全員が速やかに接種することができるよう、準備期の段階から、初動期や対応期に求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、郡市医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。

また、必要に応じ、接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行うなど接種体制を構築する。

- i 接種対象者数
- ii 地方公共団体の人員体制の確保
- iii 医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
- iv 接種場所の確保（医療機関、保健所、学校等）及び運営方法の策定
- v 接種に必要な資材等の確保
- vi 国、県及び市間や、郡市医師会等の関係団体への連絡体制構築
- vii 接種に関する住民への周知方法の策定

b 市は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、高齢者支援施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市又は県健康福祉部等が連携し、これらの者への接種体制を検討する。

表3 接種対象者の試算方法の考え方

(R7.3.31 現在)

	住民接種対象者試算方法		人数
総人口	人口統計（総人口）	A	39,171
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7%	B	2,742
妊婦	母子健康手帳届出数	C	81
幼児	人口統計（1-6歳未満）	D	688
乳児	人口統計（1歳未満）	E1	81
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2	E2（乳児の両親として対象人口の2倍に相当）	162
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満）	F	2,953
高齢者	人口統計（65歳以上）	G	16,966
成人	対象地域の人口統計から上記の人数を除いた人数	$H=A-(B+C+D+E1+E2+F+G)$	15,498

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

- c 市は、医療従事者の確保について、接種方法（集団的接種個別接種）や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、市は、郡市医師会等の協力を得てその確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、郡市医師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を図る。
- d 市は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所及び調剤（調製）場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。
- なお、医師及び看護師の配置については自らが直接運営するほか、状況により郡市医師会等と委託契約を締結し、当該郡市医師会等が運営を行うことも検討する。

- (イ) 市は、円滑な接種の実施のため、システムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、居住する市以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- (ウ) 市は、速やかに接種できるように、郡市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-4. 情報提供・共有

##### 1-4-1. 住民への対応

WHO が表明している「世界的な健康に対する脅威」の一つとして「Vaccine Hesitancy<sup>7</sup>」が挙げられており、予防接種におけるコミュニケーションの役割が指摘されている。こうした状況も踏まえ、平時を含めた準備期においては、市は、定期の予防接種について、被接種者やその保護者（小児の場合）等にとって分かりやすい情報提供を行うとともに、被接種者等が持つ疑問や不安に関する情報収集及び必要に応じたQ&A等の提供など、双方向的な取組を進める。

##### 1-4-2. 市における対応

市は、定期の予防接種の実施主体として、郡市医師会等の関係団体との連携の下に、県の支援を受け、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び住民への情報提供等を行う。

##### 1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

市は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者及び市関係部等との連携及び協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、市健康対策課は、市教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第11条に規定する就学時の健康診断及び第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を市教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

---

<sup>7</sup> The reluctance or refusal to vaccinate despite the availability of vaccines (WHO: The threats to global health in 2019) 日本語訳として「ワクチン忌避」「予防接種への躊躇」等が使われている。

## 1-5. DX の推進

- ① 市は、市が活用する予防接種関係のシステム（健康管理システム等）が、国が整備するシステム基盤と連携することで、予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、国が示す当該システムに関する標準仕様書に沿って、当該システムの整備を行う。
- ② 市は、接種対象者を特定の上、国が整備するシステム基盤に接種対象者を登録することで、接種勧奨を行う場合に、システムを活用して接種対象者のスマートフォン等に通知できるよう準備を進める。ただし、電子的に通知を受けることができない者に対しては、紙の接種券等を送付する必要があることに留意する。
- ③ 市は、予防接種事務のデジタル化に対応する医療機関を国民が把握できるように、また、マイナンバーカードを活用して電子的に予診票情報の登録等を行った接種対象者が、予防接種事務のデジタル化に対応できていない医療機関に来院する等のミスマッチが生じないよう環境整備に取り組む。

## 第2節 初動期

### 2-1. 接種体制

#### 2-1-1. 接種体制の構築

市は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

#### 2-2. ワクチンの接種に必要な資材

市は、第4章第1節 1-1 において必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

### 2-3. 接種体制

#### 2-3-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する市は、郡市医師会等の協力を得て、その確保を図る。

また、市は、接種体制を構築する登録事業者に対して、必要な支援を行う。

#### 2-3-2. 住民接種

- ① 市は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。

- ② 接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、総務課等も関与し、新型インフルエンザ等対策本部で協議の上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。また、予防接種の円滑な推進を図るためにも、県の健康福祉部及び福祉事務所、市の長寿福祉課及び福祉課等が連携し行う。  
なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。
- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、市健康対策課は郡市医師会等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 市は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、郡市医師会、近隣地方公共団体、医療機関、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、保健所、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場等を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。  
また、県においては、市の接種の負担を軽減するため、大規模接種会場を設けることも考えられる。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市の長寿福祉課及び福祉課等又は県の健康福祉部及び福祉事務所等、郡市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を構築する。
- ⑦ 市は、医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討することとし、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。  
なお、臨時の接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理、マイナンバーカードを活用した接種対象者の本人確認等の予防接種事務のデジタル化が実現されるよう、当該接種会場をシステム基盤に登録するほか、必要な設備の整備等の手配を行う。

- ⑧ 医療機関等以外の臨時の接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要である。

また、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。

なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填及び接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おく（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当する。

- ⑨ 接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、薬剤購入等に関してはあらかじめ郡市医師会等と協議の上、物品や薬剤の準備を行うとともに、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。

また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の地域の医療関係者や消防機関の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、地域の医療関係者や消防機関と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て市が準備することとなるが、事前にその全てを準備・備蓄することは困難な場合は、郡市医師会等と協議する。

また、市が独自で調達する場合においても、あらかじめその方法を関係機関と協議する必要があるが、少なくとも取引のある医療資材会社と情報交換を行う等、具体的に事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

表1 設営会場において必要な物品

<input type="checkbox"/> 丸椅子 <input type="checkbox"/> 安定脚 <input type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> ベルトパーテーション <input type="checkbox"/> ホワイトボード <input type="checkbox"/> フロアスタンド <input type="checkbox"/> バーコードリーダー <input type="checkbox"/> パトフラッシュ <input type="checkbox"/> サーマルカメラ <input type="checkbox"/> 喉頭鏡ハンドル <input type="checkbox"/> 喉頭鏡ブレード <input type="checkbox"/> マギール鉗子 <input type="checkbox"/> 車イス <input type="checkbox"/> 非接触型体温計 <input type="checkbox"/> アンビューバック	<input type="checkbox"/> 掛時計 <input type="checkbox"/> 置時計 <input type="checkbox"/> 回診ワゴン <input type="checkbox"/> クイックパーテーション <input type="checkbox"/> 石油ストーブ <input type="checkbox"/> 大型扇風機 <input type="checkbox"/> 救急蘇生セット <input type="checkbox"/> 診察台 <input type="checkbox"/> 点滴台 <input type="checkbox"/> 冷凍庫 <input type="checkbox"/> 保冷庫 <input type="checkbox"/> 温度ロガー <input type="checkbox"/> パルスオキシメーターフィ ンガーチップ <input type="checkbox"/> 血圧計
---	--

借用が必要となる用品	
<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫	<input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> スマートフォン（レンタル）

表2 消耗品等一覧（予防接種に必要となる可能性がある用品）

<input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 挿管チューブ <input type="checkbox"/> チューブ固定具 <input type="checkbox"/> 潤滑剤 <input type="checkbox"/> 注射器・針 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタ ミン剤、抗けいれん剤、副腎皮 質ステロイド剤等の薬液 <input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 体温計  <b>【医師・看護師用】</b> <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子	<input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ <input type="checkbox"/> トレイ  <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
--	---

- ⑩ 感染性産業廃棄物が運搬されるまでに保管する場所は、周囲に囲いを設け、当該廃棄物の保管場所である旨等を表示した掲示板を掲げること等の必要な措置を講じなければならない。その他、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の基準を遵守する。

また、廃棄物処理業者と収集の頻度や量等について相談をする。

- ⑪ 感染予防の観点から、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより「進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。

また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるよう広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

### 第3節 対応期

#### 3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量及び供給状況の把握について、事業者や学校等に対するまん延防止対策（国のまん延防止に関するガイドライン第3章3.）を踏まえて行うものとし、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンについて、各市に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県の指示に従い、地域間の融通を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等もあわせて行う。
- ④ 市は、厚生労働省からの要請を受けて、供給の滞りや偏在等については、特定の製品に偏って発注等を行っていることが原因であることも考えられるため、県を中心に他の製品を活用すること等も含めて地域間の融通等を行う。

#### 3-2. 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。

### 3-2-1. 特定接種

#### 3-2-1-1. 地方公務員に対する特定接種の実施

国が、発生した新型インフルエンザ等に関する情報や社会情勢等を踏まえ、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため緊急の必要があると認め、特定接種を実施することを決定した場合において、市は、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

### 3-2-2. 住民接種

#### 3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請を受けて、準備期及び初動期に市において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 市は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 市は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者や、高齢者支援施設等に入居する者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。
- ⑥ 市は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市福祉保健部と郡市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

- ② 市が行う接種勧奨については、整備された情報基盤を介して、接種対象者のマイナポータルアプリ等がインストールされたスマートフォン等に通知する。スマートフォン等の活用が困難な方に対しては、紙の接種券を発行すること等により接種機会を逸することのないよう対応する。
- ③ 接種会場や接種開始日等について、スマートフォン等に対して電子的に接種対象者に通知するほか、ウェブサイトや SNS を活用して周知することとする。なお、電子的に情報を収集することが困難な方に対しては、情報誌への掲載等、紙での周知を実施する。

#### 3-2-2-3. 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、市長寿福祉課等や郡市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

#### 3-2-2-4. 接種記録の管理

国、県及び市は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

#### 3-3. 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。

#### 3-4. 情報提供・共有

- ① 市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について住民への周知・共有を行う。

- ② 市は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことも検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種及び住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようにする必要があることから、市は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

#### 3-4-1. 特定接種に係る対応

市は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

#### 3-4-2. 住民接種に係る対応

- ① 市は、実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第 27 条の 2 第 1 項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
  - a 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
  - b ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。
  - c ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
  - d 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、市は、次のような点に留意する。
  - a 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。
  - b ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。
  - c 接種の時期、方法など、国民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝えることが必要である。

## 第5章 保健

### 第1節 対応期

#### 1-1. 主な対応業務の実施

##### 1-1-1. 健康観察及び生活支援

- ① 市は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 市は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供又はパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

## 第6章 物資

### 第1節 準備期

#### 1-1. 感染症対策物資等の備蓄等

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄等するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 消防機関は、国及び県からの要請を受けて、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進める。

## 第7章 住民の生活及び地域経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### 1-1. 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

#### 1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

#### 1-3. 物資及び資材の備蓄

- ① 市は、市行動計画に基づき、第6章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる。

- ② 市は、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

#### 1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

#### 1-5. 火葬体制の構築

市は、県の火葬体制を踏まえ、区域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行う。その際には市民課等の関係機関との調整を行う。

## 第2節 初動期

### 2-1. 遺体の火葬・安置

市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

## 第3節 対応期

### 3-1. 住民の生活の安定の確保を対象とした対応

#### 3-1-1. 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。

#### 3-1-2. 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

#### 3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

#### 3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、住民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や乗値上げの防止等の要請を行う。
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、国民生活との関連性が

高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。

### 3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、県を通じての国からの要請を受けて、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 市は、遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 市は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣市に対して広域火葬の応援・協力を行う。
- ④ 市は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて市は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、市は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や期間においてはいずれの市においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、市は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。

## 3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1. 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を公平性にも留意し、効果的に講ずる。

### 3-2-2. 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

水道事業者である市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる。

湯沢市新型インフルエンザ等対策行動計画

平成26年9月 策定

令和8年2月 改訂

発行者 湯沢市福祉保健部健康対策課

〒012-8501

湯沢市佐竹町1番1号

電話 0183-73-2124 FAX 0183-72-8301

E-mail [kenko-gr@city.yuzawa.lg.jp](mailto:kenko-gr@city.yuzawa.lg.jp)